

第4回 取引相場のない株式の評価に関する有識者会議 議事要旨

日 時：令和8年7月3日（金）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室（※WEB 併用会議）

出席委員：阿部委員、大畑委員、川北委員、熊谷委員、櫻井委員、佐藤委員、渋谷委員、
末吉委員、玉越委員、八重倉委員、弥永委員、吉田委員、渡辺委員

冒頭、前回の会議における委員から事務局に対する御意見・御質問について、事務局から回答があり、それに対して、委員から御発言等があった。

（御意見・御質問1）

現状、相続税法においては「時価」と規定されているだけで、実質的には通達でその評価方法を定めているところ、このやり方で納税者に遵守していただけているのは、長年の蓄積があるからであり、法制的には少し脆弱な面があると思う。その今の建付けのまま、通達を変えれば、財産評価方法を抜本的に変えられるという風に考えて良いのか私にはためらいがある。評価方法を抜本的に変更するには、制度設計上、留意すべきことがあるのではないかと考えているが、この会議で検討する幅や自由度について事務局がどのように考えているのか、示していただきたい

（回答1）

- ・ 評価方法は、財産の種類に応じて種々の算定方法が想定され、評価理論の進捗や社会経済情勢の変化に応じて変遷する可能性を有することから、これを法律によって逐一かつ一義的に定めることは困難であり、通達において具体的な評価方法を定めることについては、訴訟においても支持されている
- ・ また、従前は一般的に使われていても、時代の変化等により、それを客観的交換価値による時価とすることについて評価に疑問符が付くような場合、言い換えれば、現在の評価方法・枠組みが法令により求められている「時価」を体现できない状況になってきているおそれがあるのであれば、当然、評価通達は見直されるべきものと考えている
- ・ 取引相場のない株式の評価を見ると、大会社は類似業種比準方式、小会社は純資産価額方式を基本とする評価体系のほか、各評価方式自体にも問題を抱え、法令が求めている「時価」を体现できない状況になってきているおそれがあり、財産評価方法・枠組みそのものが、多岐にわたるアプローチによる租税回避スキームの温床になっていると言わざるを得ない状況をも生み出している
- ・ このことからすれば、法令で規定されている「時価」の解釈として定められている財産評価基本通達を、今日的な評価理論の進捗や社会経済情勢の変化に応じて抜本的な見直しを図ることは、適正な時価評価はもとより、課税の公平性を確保する観点からも社会の要請と考えている
- ・ 評価通達を争点とする訴訟において評価通達が一般的合理性を有していると認定されているのは、まさに委員ご指摘の「長年の蓄積」による評価通達への信頼感であると考えている

が、ただ「長年使われている」ということ以前に、評価通達による評価方法に「合理性がある」と受け止められていることが何よりもまず前提だと考えている。しかし、現状は、外部の組織や団体からその合理性について疑義が提示されている状況にあると認識している

- ・ また、「制度設計上留意すべきことがあるのではないか」とのご質問に対しては、「評価通達、ひいてはそこに定める評価方式の一般的合理性が如何に担保されるか」ということに制度設計上留意すべきということに尽きるものと考えている
- ・ 今回の見直しについては「現在の評価方式において適正な時価の算出に疑義が生じていることに起因する見直し」と考えており、見直しの内容が「適正な時価の評価方法」として「一般的合理性を有していると言えるか」が重要であると認識している
- ・ 加えて、改めて申し上げるまでもないが、国税庁が定める通達の中でも、財産評価基本通達においては、評価額が納税額に直接影響するため、従来から、ある程度影響が考えられる改正を行う場合には、税制改正プロセスを経た上で行ってきており、今回の見直しについても同様の手続きを経て行う必要があると認識している
- ・ いずれにせよ、今回の有識者会議は、取引相場のない株式の相続税評価について、相続税法の時価主義の下、適正な評価制度の在り方を検討するために設けたものであり、「適正な時価の評価方法」に関する限り制約はないと考えている

（回答１に対する委員の御発言）

国税庁の公式見解は認識しているが、一方で、過去訴訟があったということは、税務行政に疑問を持った納税者がいたということでもあるため、抜本的見直しを謳うのであれば、国民の理解が得られれば、財産評価の方法に租税法令上の根拠を与えてほしいというのが私の気持ち。国税庁の方々には、こういう壊れやすくて重たいものを通達で背負っているということを中心に留めて、執行官庁として行き過ぎのないように検討を進めてほしいと申し上げておきたい。

（委員の御発言に対する事務局発言）

相続税法と財産評価基本通達の間の時価評価の規定の在り方については、旧相続税法の時代から関係は変わっておらず、時価として定めにくいものは法定で、それ以外のものに関しては通達で定めているという関係性がある。今般は、この法定評価の規定と財産基本通達の関係にまで手を加えるつもりはない。一方で、それに対して、慎重に議論すべきという点については、真摯に受け止めながら議論を進めていきたいと考えている。

（御意見・御質問２）

第１回の会議で、事務局から、見直しによって増減収は考えていないという話があったが、これからの議論の中で、どのような会社で評価額が上昇し、どのような税負担が生じるのか、増減収がないというようなシミュレーションは示していただけるのか

（回答２）

- ・ 今般の評価方法の見直しは、会計検査院からの指摘、関係団体からの評価の見直しの要望を踏まえつつ、現在の非上場株式の評価方法の枠組みが各種租税回避スキームの温床となっ

ている状況を踏まえて、あくまで評価の適正化を目的としており、全体として相続税の増税を目的で行うものではない

- ・ まずは、評価方法の適正化の観点から、評価枠組みの骨格として、事務局からたたき台をご提示し、その全体像又はその中の各論点・ポイントについて、ご議論いただくことを考えている
- ・ その際、全体像や各論点についてご議論いただき、枠組みの具体的な方向性が見えてきたタイミングで、当該枠組みを踏まえて、当庁が行った実態調査のデータを用いて、一定のシミュレーションをお示しできればと考えている

（回答2に対する委員の御発言）

最近の色々な報道を見ると、「類似業種比準方式は廃止する」というような断定的な書き方がされており、そうすると大增税という風にならざるを得ないと思う。通達の改正による事業者への影響は、相当程度大きなものだと思定されるため、次回たたき台を出すのであれば、それと併せて、増減税が行われないニュートラルであるというシミュレーションをぜひ出していただきたい。

（委員の御発言に対する事務局発言）

まず、当然ながら、我々としては、類似業種比準方式を廃止するということを現時点で決定しているわけではない。また、確かに第5回に向けてたたき台を示したいと考えているが、その中の要素をどうするかによって、最終的な評価額はかなり大きく変わり得ると考えており、シミュレーションをお示しするにしても、枠組みの具体的な方向性が見えたタイミングと考えている。都度都度お示しするのは中々難しい点をご理解いただきたい。

（事務局発言に対する委員発言）

- ・ 新たな評価方法のたたき台を国税庁の方で出すということであれば、そのたたき台に基づいて、負担増となる事業者がいらないのか、シミュレーションを実施して、影響の範囲や大きさを十分に検証すべき。今後の議論によっては、色々たたき台が変わっていくことには当然なると思うが、やはりたたき台というのはベースになるため、その時点でシミュレーションを出してもらいたい
- ・ たたき台を出した後で何が起こるかということが予測不能な状態で出すというのはいかにも無責任。仮にシミュレーションに時間がかかるのであれば、時間をかけた後にたたき台を出せばいい。第5回会議にたたき台を出すことが前提で、準備が間に合わないものについては間に合わないで理解してくれというのは明らかに拙速ではないか

（シミュレーションに関する座長発言）

むしろ事務局としては、我々の意見を尊重したいということで、たたき台にもいくつも前提なりポイントがあって、そういった論点について丁寧に議論をした上で、方向性が見えたものは落とし込んでいきながら、ある程度形ができたところでシミュレーションを出すという風に事務局は言っており、たたき台を出して、これで答えがこうなってるからそれでどうだ、という議論をしようとしているわけではないと認識している。したがって、たたき台はたたき台として出た上で、そこに含まれる論点は丁寧に取り上げた上でシミュレーションという順番になるというのが、進行に関する私の理解である

(御意見・御質問3)

今回で3回目が終了し、委員からの意見が出たところで、次回以降、論点整理とのことだが、今後のスケジュールを示していただきたい

(回答3)

- ・ 有識者会議の回数については議論の状況次第であることはご理解願いたい
- ・ 今回（第4回）の議論の状況にもよるが、評価方法の見直しについてのたたき台である事務局案は、次回（第5回）にお示しできればと考えている
- ・ いずれにしても、今回の見直しは税制改正プロセスを経て行うことになることから、今秋を目途に一定の方向性をお示しできるよう進めてまいりたい

その後、事務局より配付資料に基づき説明があり、事務局提示の各論点について、委員から御意見をいただいた。

1 事務局説明概要

《資料4 ページ》

- ・ 今般の取引相場のない株式に係る評価の見直しについて、この議論の前提となる「時価」の意義に関しては、売買時の評価方法を相続に関連した評価と同等に考えることについて、違和感があるといった御意見があった
- ・ しかし、この点については、既に、従来から、すべての財産に共通する財産評価の基準として採用されている考え方が確立しており、司法の場でも支持されているところ、取引相場のない株式についてのみ、この考え方を逸脱し、財産の種類、性質ごとに異なる基準でこれを評価するとすれば、税負担の不均衡を招き、納税者に不公平感を生じさせるおそれがある
- ・ 相続税の課税対象となる財産とは「金銭に見積もることのできる経済的価値のあるすべてのもの」であり、それらの財産の価額は、相続税法第22条に規定する「時価」とされている
- ・ 「時価」とは、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われるとした場合に、通常成立すると認められる価額」であり、これは「不特定多数の当事者間で自由な取引ができる状態にあるかどうか」にかかわらず、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる」との“想定”に基づいて評価するということを示しており、この解釈はこれまでの裁判所の判決等からしても確立されたものであると考えられる

《資料5 ページ》

- ・ 取引相場のない株式については、従来、円滑な事業承継に配慮してきた経緯があるのだから、引き続き、円滑な事業承継に資するという観点を踏まえた評価体系であるべき、といった御意見や、事業承継税制の在り方も同時・一体的に見直すべきという御意見がある

一方、「客観的な時価」と「税負担の在り方」の話は分けて議論するのが生産的であるといった御意見があった

- ・ この点については、参考となる事例として、小規模宅地の特例の創設背景があると思う。小規模宅地の特例は、昭和 58 年に法定化されたが、それまで（昭 50～58 年）は、個別通達で 200 ㎡までの宅地について評価減を行っていた。これは、高度経済成長を経て、不動産価格が高騰する中、被相続人の事業用・居住用の宅地について、「相続人等の生活基盤の維持のために不可欠なもの」であるという配慮のもと通達で評価減を行っていましたが、昭和 58 年に法定化されたという経緯がある
- ・ 現状、なんら要件がないことから、後述するように多くの租税回避スキームを跋扈させてしまっている状況。スキームの温床とならないような枠組みに見直していく必要がある。
- ・ また、事業承継への配慮を評価で行ったとしても、枠組みとしては、「客観的な時価」の評価方法としてお示しすることには変わりなく、見直しを図る機会が事実上消失してしまうことが危惧される
- ・ ついては、相続課税における枠組み全体としては、円滑な事業承継の必要性は認識する一方で、「評価」と「政策税制」は切り分けて議論せざるを得ないと考えている
- ・ 事業承継税制については、中小企業庁の「中小企業の親族内承継に関する検討会」において検討が行われていると認識しており、本有識者会議においていただいた税負担の在り方等に関する御意見については、財務省主税局へお伝えさせていただく
- ・ また、事業承継税制の議論への影響も踏まえ、評価方式の見直し案（方向性）をできるだけ早期に形にし、最終的な評価水準・税負担の在り方等については、税制改正プロセスにおいて決定いただくことになるものと認識している

《資料 6 ページ》

- ・ 事業承継への配慮を「評価」で行うのは適当ではないとして海外の事例について、第 1 回会議において委員から御紹介のあったドイツの例では、従前、我が国とよく似た状況にあり、土地も非上場株式も評価額が低く抑えられていた。しかし、こうした状況に対して、1995 年に土地の評価について、2006 年に非上場株式の評価について違憲判決が出された
- ・ 特に、非上場株式においては、評価の段階において優遇特例を認めるのは不平等を招くとして修正が求められた。また、この違憲判決は、事業承継に対する優遇特例自体を否定している訳ではないものの、評価の段階では一律の基準を適用すべきとしつつ、評価レベルの後の措置において、合理的な理由がある限り、誘因あるいは優遇措置を適用することを許容するという内容となっている
- ・ 結果、現在では、インカムアプローチとして簡易収益還元法を導入し、評価を適正化した上で、一定の要件の下、事業用資産に対する 85% の評価減の特例を導入するとして、税制により特例措置が設けられている

《資料 7 ページ》

- ・ スキームへの対応としては、租税回避的なスキームに対処できるような方策を十分に講じるべき、総則 6 項のような予測可能性に支障のある対応策ではなく、評価方法そのものを見直すべきといった御意見がある一方、租税回避的なスキームを行っていない者に対して大きな影響が出ないようにする視点も必要という御意見があった
- ・ この点について、実務では、オーナーが直接保有する親会社のみではなく、グループ全体の評価がなされるような措置や、評価額が低くなるよう相続税対策として講じてきた様々なアプローチを修正して、評価額が適正になるような措置を講じているという実態が把握された
- ・ ついては、まず大前提として、現行のような、グループ全体の評価が適正に行えないような枠組みを見直し、連結財務諸表と同様のグループ全体の企業価値の総額を算出・評価する方法に見直したり、収益・資産等を適正な状態に修正したりといった、民間実務において当然に行われている措置に相当する効果を有する対応をとることで、評価額が適正化されるような措置を講じれば、おのずと一定のスキームを封じることは可能となるものと考ええる
- ・ または、少数株主においては、配当還元方式が適用されているが、配当還元方式を濫用するスキームがあることから、当該方式が「特別の例外的措置」であることを踏まえ、その趣旨が貫徹できるように、対象株主の範囲を見直すことによって、一定のスキームを封じることができるのではないかと考えている

《資料 8 ページ》

- ・ 取引相場のない株式に係る相続税の評価方法として、会社法やM&Aの算定方法を参考とすることについては、売買と相続では局面が違ふことから、局面に応じた評価方式を検討すべきという御意見や、会社法やM&Aの価格との乖離を根拠に見直しを論じることには慎重であるべきとの御意見がある一方、税務上の評価額と実務の売買価格の乖離に起因する行為も行われており、ルールの変更も必要ではないかという御意見があった
- ・ この点について、昭和の時代には、企業価値評価として、第三者間における売買価格の考え方として、相続税評価の枠組みが影響を与えていた時期があったものの、第三者同士が納得する客観的な評価額算定のアプローチとして、実務や学術の世界で企業価値評価の考え方が大幅に進展してきたものと考ええる
- ・ 結果、残念ながら、昭和 30 年代に捻り出した一定の考え方は、評価理論の進歩や社会経済情勢の変化のなかで置き去りにされてきた感があり、結果、先述のスキームを跋扈させる温床となってしまったという側面がある
- ・ 評価方法は、評価理論の進歩や社会経済情勢の変化に応じて変遷する可能性を有するところ、現にこのような問題を孕む評価方法の枠組みは、第三者間で一層の理解を得るべく進歩を遂げた会社法やM&Aの考え方を参考にしながら見直していくことが必要であるのではないかと考えられる

- ・ 過去の裁判例にあるように、評価方法は評価理論の進捗や社会経済情勢の変化に応じて変遷する可能性を有することから、法律によって、逐一かつ一義的に定めることは困難とされ、具体的な評価方法は法律では規定されず、評価通達で定めており、その改正内容に制約はないと考えている
- ・ 客観的な交換価値としての時価は一義的なものではなく、その評価方法も複数あり得るところ、評価方法が異なれば、それぞれの方法が合理的であって評価額に違いが生じるのは当然であるとしても、他の納税者との租税負担の均衡が害されるような乖離については、評価通達の見直し等により解消されるべきものであり、令和4年4月の最高裁判決もこの考えに立っていると考えている
- ・ 相続時や売買時など評価をする局面に応じた評価方式を考えるべきという委員からの御意見もあったが、一方で、取引相場のない株式を生前に売却した者と相続後に売却した者で相続税の負担が大きく異なることは、課税の公平の観点から問題があると考えられる
- ・ なお、検討に際する参考情報として、「一般株式等」すなわち、上場株式等以外の株式等の申告情報を9ページに提供する。概説すれば、5年間で申告人員、つまりは把握されている売却した個人の納税者は、延べ33.1万人であり、所得金額は、15.4兆円となっている

《資料 10 ページ》

- ・ 第1回目の会合で示した4つの方向性の一つにおいて言及した「評価の崖」が生じる背景は、評価方法のアプローチが区々であることが影響していると考えられることから、原則的評価方法を一本化するべきか、どういったアプローチに一本化するべきかについて御意見をいただいた
- ・ 原則的に評価方式として、インカムアプローチに一本化すべきという御意見や、純資産価額方式に統一すべきといった御意見、小会社に上場企業の縮尺モデルとしての類似業種比準方式を50%適用することについての妥当性について疑問を呈する御意見がある一方で、中小企業にDCF法を用いることは困難ではないかという御意見、類似業種比準方式は、簡便性等の点から優れており、事業承継を支援する役割を担ってきた経緯を踏まえて、見直しには慎重であるべきといった御意見をいただいた
- ・ 大会社は類似業種比準方式、小会社は純資産価額方式、中会社は併用方式という複数の評価方式により取引相場のない株式を評価する現行の評価体系では、評価方式によって異なる評価額間のかい離が、異なる規模の評価会社間における相対的な不公平、評価額の恣意的な操作による租税回避スキームを招いており、可能な限り、広範の会社を単一の評価方式で評価をする評価体系が望ましいのではないかと考えられる

《資料 11 ページ》

- ・ 類似業種比準方式には、理論的・実証的な裏付けがなく、税以外の企業価値評価のアプローチとして用いられなくなっており、廃止した方が良いという御意見や、業種目判定の困難さや、赤字が続くと純資産価格方式になり評価が上昇するリスク、親会社単体の理系

のみで評価することの過小評価になりやすい構造、恣意的な株価操作が可能であるといった問題点があるという御意見があった一方、先述したとおり、簡便性等の利点や評価額を低く抑えられることにより事業承継支援の役割を担ってきた経緯を踏まえて、見直しに慎重であるべきといった御意見があった

- ・ 類似業種比準方式について、中小企業の事業承継への配慮から採用されてきた歴史はあるものの、一部の委員からも指摘があったように、評価対象会社の業績や財務状況が一定であっても、評価対象会社の要因とは別に、類似業種の上場企業の株価又は財務状況といった外生要因により、評価対象会社の評価額が上がりも下がりもし、しかもその方向性も一様ではなく、大方の感覚とも異なることから、予測可能性や安定性に大きな問題があり、これも同方式に理論的・実証的裏付けがないことの証左であると考えられる
- ・ 時代が流れ、その利用の射程対象外の富裕層等が相続税・贈与税の圧縮目的で利用している現状があるのも事実であり、この状況を放置することは、課税の公平性の観点から好ましくないと考えられる
- ・ また、類似業種比準方式の評価額が上がるかどうかは、類似業種の上場企業の株価Aの上昇率だけではなく、比準要素であるB（配当）・C（利益）・D（純資産）の変化による影響も関係し、近年の類似業種におけるBCDの数値をみると、A（株価）を上回る上昇傾向にある
- ・ 具体的には、平成30年末を100とした場合の令和7年末の数値は、
日経平均は251.5
TOPIX終値は228.2
類似業種の株価（A）は140.0
類似業種の配当（B）は204.3
類似業種の利益（C）は159.4
類似業種の純資産（D）は156.7
となった
- ・ 足元における上場株価の上昇が、類似業種比準価額へ与える影響について分析するため、「その他の産業」（全業種の全標本会社の数値により算出）について、分子（評価会社）の⑧⑨⑩を平成30年の分母と同額に固定、つまり、平成30年と令和7年において、全く同じ財務状況の評価会社が存在すると想定し、類似業種の数値が類似業種比準価額にどのように影響するのかを試算すると、平成30年よりも類似業種比準価額は1割から2割程度下落した
- ・ もちろん、これは評価会社の⑧⑨⑩を固定した場合の結果であり、法人の所得金額の推移が上昇傾向にあることからすると、非上場会社の評価額が上昇しているように感じる背景は、別の要素による影響も考えられ、近年の上場株価の上昇が、直ちに類似業種比準価額の上昇につながるものではないと考えている
- ・ そうすると、少なくとも、評価対象法人の内生変数が一定であっても、類似業種企業の各種外生変数と関係性如何で上昇もすれば、減少する側面もあり、類似業種比準方式による評価方法は、必ずしも予見可能性が高い評価方法とは言えないのではないかと

- ・ なお、平成 30 年と令和 7 年で比較できる 112 業種毎に分析したところ、評価対象法人の財務内容が同一である場合には、7 から 8 割の業種で評価額が減少する結果となった

《資料 12 ページ》

- ・ 純資産価額方式については、一般の継続企業を清算価値に相当するもので評価することについての合理性を問う御意見や、退職給与引当金等の一部の債務を控除できないなど、高い評価額が算出されやすい問題点、保有資産すべてを時価評価する際の事務負担や事業承継の役割を担えるのかといった御意見、現物出資等により著しく低い価額で受け入れた資産に対する法人税等相当額の取扱いについての御意見があった。一方で、企業価値評価のアプローチとして、保有資産である時価純資産に、収益の稼得能力を表す営業権を反映させる評価方法が良いといった御意見や、継続企業の時価純資産価額は、株式の価値の下限値であり、それを下回って長期間経営を維持するのは合理的ではなく、何らかの経済的利益を流出していることが背景となっているといった御意見もあった
- ・ 純資産価額方式について、その計算上、法人税額等相当額を控除することから、清算価値を求めていると捉えられることも多いが、資料 26 ページにもあるとおり、純資産価額方式において、評価差額に対する法人税額等相当額を控除するのは、株式の所有を通じて会社の資産を所有することになり、個人事業主がその事業用資産を直接所有するのとは、その所有形態が異なるため、両者の事業用財産の所有形態を経済的に同一の条件のもとに置き換えた上で評価の均衡を図る必要があることによるものであり、会社の清算（解散）を前提としたものとは位置付けられていない
- ・ 純資産価額方式は、株式が会社財産に対する持分としての性格を有することや支配株主の株式の最低限の価値を把握する方式としては適合性が高いことから、評価通達における非上場株式の基本的な評価方式とされている。このことは、多くの国において、インカムアプローチとともに、時価純資産による評価というネットアセットアプローチが、主要な評価方法の一つとされていることにも表れていると考えられる

《資料 13 ページ》

- ・ 配当還元方式については、還元率の問題とは別に、従業員持ち株会との関係や少数株主の整理、無配当の場合の計算方法について御意見をいただいた一方、議決権割合のみではなく、持株割合も用いて対象株主を判定してはどうかといった御意見もいただいた
- ・ 配当還元方式は、「当面、配当を受領すること以外に直接の経済的利益を享受することがないという実態を考慮した特別の例外的措置」であり、配当を期待するにとどまる株主の評価手続きの簡便性の観点から必要であると認識している

《資料 14 ページ》

- ・ 特定の評価会社の判定については、課税時期等の一時点のみで判定を行うことや、赤字が続くと特定の評価会社になり評価額が上昇することについて問題視する御意見をいただいた

- ・ 現行の特定の評価会社のうち、清算中の会社の株式を除き、基本的には類似業種比準方式の適用前提を欠いている会社の株式であることから原則として純資産価額方式により評価することとしている

《資料 29 ページ》

- ・ 昭和 58 年の小会社にも類似業種比準方式との併用を認めることとした通達改正については、資料 29 ページに当時の税制改正に関する答申内容を掲載しているとおり、「最近、中小企業の事業の円滑な承継の観点から、各種の議論が行われているが、中小企業経営者の相続税の実態等からみても過度の負担を求めているとは認められず、税制上特別の措置を講ずることは適当でない」と結論を出した上で、「小会社についても収益性を評価上配慮する余地があること等により、既存の評価体系の枠組みの中で収益性を加味するのが適当」とされたことを踏まえて行われたものである

《資料 30 ページ》

- ・ 平成 12 年の類似業種比準方式の比準要素の割合を 1 : 3 : 1 に変更した通達改正は、上場会社のデータに基づき検証作業等を行い、配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重を 1 : 3 : 1 とした場合が最も適正に株価の算定がなされていると認められたことから、改正したものである
- ・ また、平成 29 年の同割合を 1 : 1 : 1 に戻す通達改正についても、平成 12 年と同様の検証を行ったところ、1 : 1 : 1 という比重が最も実際の株価と評価額との乖離が少なく、適正に「時価」が算出されると認められたことから、これを踏まえて改正したものであり、他の改正部分も含め、事業承継への配慮のために行ったものとは認識していない

《資料 32 ページ》（事例紹介）

- ・ 一族の資産管理会社が M & A により買収した会社の従業員を当該資産管理会社へ転籍させることにより、会社規模を中会社から大会社へ変更し、類似業種比準方式のみを適用できる会社とした後、類似業種比準方式が適用される当該資産管理会社に多額の上場株式を寄付することにより、評価額を圧縮する事例

《資料 33 ページ》（事例紹介）

- ・ 孫の一部が中心的な同族株主からは外れるよう議決権を集約するなどし、配当還元方式が適用される株主を意図的に作出する事例

《資料 34 ページ》（事例紹介）

- ・ 海外子会社から多額の配当を実施させることにより、海外子会社の株価を低下させるとともに、配当を受領した会社は、保有株式の価格低下分の現金預貯金が増加し、株式等保有特定会社から外れ、類似業種比準方式が適用される会社へ転換させる

- ・ さらに、持株会社へ海外子会社から受領した配当を主な原資として持株会社へ資金貸付を行うとともに、管理部門を移すことにより、持株会社を類似業種比準方式が適用させる会社へ転換させることにより、評価額を圧縮する事例

《資料 35 ページ》（事例紹介）

- ・ 持株会社を設立した後、個人資産を持株会社へ移転させるとともに、事業会社を株式交換により子会社化し、持株会社の保有する資産の子会社への寄付と子会社から持株会社への貸付を循環的に行い、持株会社に多額の債務を計上することにより、評価額を圧縮する事例

《資料 36 ページ》（事例紹介）

- ・ 金融機関からの借入を原資とするオペレーティングリースへの投資を行うことにより、利益及び純資産を大幅に減少させることにより、評価額を圧縮する事例

《資料 37 ページ》（事例紹介）

- ・ 上場会社の創業家の資産管理会社の株主に上場会社の元役員等を多数入れることにより、全ての株主が配当還元方式を適用できるようにする事例

《資料 38 ページ》（事例紹介）

- ・ 第三者を一時的に株主にすることにより、創業者の保有株式割合を低下させた後に株式を贈与することにより課税価格を圧縮
- ・ その後、一時的な株主の保有する株式を発行人が買い取る（自社株買）ことにより、贈与者が取得した株式の価額を上昇させ、スキーム前の状態に資産総額を回復させる事例

《資料 39 ページ》（事例紹介）

- ・ 金融機関からの借入を原資として賃貸不動産を取得し、貸付用不動産が通常取引価額により評価する期間を経過して評価額が引き下がったタイミングで株式を贈与する事例

《資料 16 ページ》

- ・ 本日、当局として御意見をいただきたい事項として6点挙げさせていただいた
- ・ 1点目は、資料8ページの「④評価方法の検討に当たって会社法やM&Aの算定方法を参考とすることについて」に関し、「評価方法は評価理論の進捗や社会経済情勢の変化に応じて変遷する可能性を有することから、評価通達において具体的な評価方法が定められており、改正内容に制約はない。企業価値評価の学術的な研究、M&Aにおける評価方法等も参考とし、抜本的な見直しも視野に検討することについて」、各委員の御意見を伺いたい」
- ・ 2点目は、資料10ページの「①原則的評価方式の一本化」に関し、「評価通達は評価理論の進捗や社会経済情勢等の変化に応じて見直すことが必要であり、「評価の崖」の発生

原因となっている、区々である評価制度の簡素化、評価額の恣意的な操作性を排除する観点等を踏まえ、評価方式の一本化について検討することも考えられる」が、各委員の御意見を伺いたい

- ・ 3点目は、資料11ページの「②類似業種比準方式の見直し」に関し、「類似業種比準方式は、多くの問題を抱えており、同じ企業価値評価を扱う会社法における訴訟やM&Aなどの実務でも用いられなくなってきたことも踏まえ、今後の類似業種比準方式の在り方をどう考えるか」について、各委員の御意見を伺いたい
- ・ 4点目は、資料12ページの「③純資産価額方式の見直し」に関し、「企業価値評価ではインカムアプローチが主流となるほか、M&Aでは時価純資産価額に営業権を加算する方法が用いられるなど、評価理論の進捗や社会経済情勢等の変化を考えると、純資産価額方式を基本的な評価方式として維持するのではなく、特定の評価会社の株式の評価方式として存置することも考えられる」が、各委員の御意見を伺いたい
- ・ 5点目は、資料13ページの「④配当還元方式の見直し」に関し、「配当還元方式は『特別の例外的措置』であり、配当を期待するにとどまる株主の評価手続きの簡便性から必要と認識しているところ、還元率や計算方法だけではなく、対象株主の範囲や派生する従業員持株会の関係といった点においても課題がある。検討に当たっては、配当還元方式の趣旨が貫徹できるよう対象株主の範囲や派生する従業員持株会の関係も整理すべきと考え」が、各委員の御意見を伺いたい
- ・ 6点目は、資料14ページの「⑤特定の評価会社の判定等」に関し、「一般の評価会社の評価見直しに応じ、特定の評価会社の範囲と評価方法について検討が必要となるところ、少なくとも資産管理会社については、純資産価額方式で評価することについて」、各委員の御意見を伺いたい

2 各委員の御意見

委員から要旨以下のとおり御意見をいただいた。

(注)「○」・・・委員からの御意見

「△」・・・座長の御発言

「■」・・・事務局の発言

「□」・・・事務局の発言に対する委員の御意見

➤ 評価方法は評価理論の進捗や社会経済情勢の変化に応じて変遷するため、企業価値評価の学術的な研究、M&Aにおける評価方法等も参考として抜本的な見直しも視野に検討することについて（資料8ページ）

- 目的によって評価が異なるのは一般的な考え方であり、会社法の裁判例や、M&Aの事例を、相続や贈与の時の評価の参考とするような、目的が違うものを並べて参考とするときには違和感がある

○ 企業価値評価に関する教育や学術的研究に関して、例えば 1980 年代であれば、大学でファイナンスの授業すら存在しなかった状況であったのに対し、今はもうどこの経済・経営学部でも教えている。そういう現在社会の基本となっている考え方に基づいて、同じような財産は同一の評価方法で評価をしていくべき

○ 今回、日商として意見書を作成したので説明する。1. 類似業種比準価額と純資産価額の乖離に関する実態把握について、非上場株式の評価を大幅に改正するということになる、影響は広範囲にわたるため、拙速な議論を避けて丁寧に議論すべき。

そもそもの議論の出発点となる類似業種比準価額については、実態把握・検証が極めて重要であるが、最近の株価上昇を踏まえて、会計検査院の分析と同じ条件で改めて調査すべき。会計検査院の報告はあくまでコロナ禍の状況であり、それと今の状況は大幅に違ってきているのではないか。

2. 評価方法の見直しについて、資料 11 ページにも記載のとおり、国税庁が、類似業種比準方式は、「取引相場のない株式の実態と中小企業の事業承継への配慮から採用されて」いる旨、平成 2 年の衆議院においても発言しており、この言葉はやはり重いと考えている。よって、円滑な事業承継を切り離して、評価だけを先行して議論することについては違和感がある。

資料に小規模宅地やドイツの事例が記載されているが、小規模宅地は評価で減額していたものを税制に格上げしたという意味で、評価と税制改正が同時に行われていると考えられ、また、ドイツの事例についても、ドイツの場合は通達ではなくて、評価自体が法律であり、裁判でそういう問題が出たので、法律の方で対応したという風に理解している。今回、評価を見直すのは良いが、やはり税制・税負担の問題も同時に議論すべき

■ 検査院の分析は令和 2、3 年分の申告データを、第 1 回で示した国税庁の実態調査は令和 4、5 年分の申告データを用いてそれぞれ分析を行っている。新たに分析を行うとすれば、令和 7 年の相続税の申告については、法定申告期限がまだ到来していないものもあることを踏まえると、令和 6 年分の申告データが対象となるかと思う。本分析については、そのデータの収集に非常に時間がかかるものであり、検査院も最終的な報告を出すまでに 1 年以上の時間をかけており、実際に第 1 回にご提示した分析もかなりの時間を掛けて分析を行った。一方で、事業承継への支援としての役割を類似業種比準方式は果たしてきたという御指摘があるように、類似業種比準価額が純資産価額に比べて相当程度低いという話はかなり評価の定まった見解だと考えている。実際に、資料 24 ページに掲載している平成 2 年の答弁録でも、類似業種比準方式は、「全体的に見ますと二割ぐらいの評価しかされない」と述べられ、バブル期の当時からそのような評価をされていると認識している。このことからすると、仮に令和 6 年分の申告データを加え、令和 5、6 年分の申告データを対象として分析を行ったとしても、何より、第 1 回に提示した分析と、令和 5 年分、つまりはサンプルの半分は重複しており、その乖離が劇的に解消するといったことは殆どな

いだろうと考えている。令和6年分のデータを使った分析を行わない、ということではないが、逆にこの分析がないと議論が進められないといったことにはならないのではないかと

- そんなに拙速にやる必要があるのかと考えており、きちんと検証しながら進んでいくべきである。今年の税制改正大綱に間に合わさなければいけないという縛りはどこにもないはずなので、そこに間に合わせていくために時間的に難しいという話では我々としては納得しがたい。

事務局に対しての質問となるが、資料11ページに記載の「中小企業の事業承継への配慮から採用されている」という考え方については今でも国税庁として存続していると考えているのか

- 事業承継税制がない当時において、一定の事業承継への配慮として、通達の改正が行われていたのは承知している。一方で、事業承継税制が制度として存在している現状においては、当時の発言の状況と、環境としては大きく異なっていると考えており、少なくとも近年の評価の見直しにおいては、事業承継への配慮として改正を行っているわけではない
- ということは、資料11ページに記載の「中小企業の事業承継への配慮から採用されている」という考え方は、今は消滅したということか

- 終戦後起業した方が、昭和50年前後に世代交代する際に、当時事業承継税制がなかったため、一定の事業承継への配慮で通達の改正が行われていた。一方で、通達は、租税特別措置法のように期限があるものではないため、機会がない限り改正されない。そうした穴がそのままになっているという理解。事業承継税制が出来た後、近年は事業承継の配慮の観点で改正してはいないが、そうした穴が組織再編税制やグループ税制で乱用されているという状況を踏まえ、過去、事業承継の配慮としていた要素は、今般、見直していく必要があると考えている

- 事業承継税制については、現状我々の認識では、完璧なものではなく、今やるべきは、事業承継税制の拡充と同時に、評価の方法についてしっかり両輪として考えていくということ。評価制度だけが、単独で走るとということについては大きな違和感を覚えている。

今までの通達を理解しながら、中長期的に真摯に丁寧に準備をして、事業承継計画を立てている企業がたくさんあるため、評価通達を抜本的に見直すということであれば、極めて慎重に検討すべきと同時に、一定程度のリードタイムが混乱防止のためにも確実に必要である。令和9年度税制改正で措置をするという風に急いでいるようだが、会計検査院から締め切りが示されているわけではない。仮に見直すとなると60年以上ぶりの抜本改正という大きな指標の変更に対して、なぜそこまで急ぐ必要があるのか、明らかに丁寧さが欠けているのではないかと

- これまで説明したとおり、この取引相場のない株式の評価を利用した様々なスキームが跋扈している状態であり、これに対応するには現状総則6項によるほかないところだが、6項による対応は納税者の予見可能性の観点から批判があり、司法からも6項ではなく通達改正による対応を求められていると認識している。令和4年の最高裁では、勝訴させて

いただいたが、判決内容を仔細に見れば、色々のご指摘をいただく結果となった。仮に、通達を見直さないまま、総則6項で処分することを持続すれば、司法から行政が通達を見直さない不作為を指弾することになるだろう。そういった状況が続けば、遂には敗訴判決が出たり、事実上の要件が追加されるなどして、なかなか処分を打てなくなるような状況になることが想定される。そうなれば、結果的にスキームを放置することとなり、課税の不公平が助長されていくことになりかねない。このため、我々としては、ご指摘のとおり正直なところかなり急いでいる。一方で、慎重な検討が必要であるとも考えているので、今年の4月に本有識者会議を立ち上げ、こういった種類の会議としてはかなりの頻度で回数を重ねた上で、丁寧に議論させていただきたいと考えている

- 税の特性として、行政サービスを支えるのに納税が必要だという総論部分では皆合意が成立する一方で、一人ひとりが納税者の立場になって考えた場合には、自分の納税額が少ない方が良いという各論反対になる傾向がある中で、ルールを決めた時に皆が遵守するためには、学術的な評価基礎があるならば、それを採用するのが納得感のあるルール作りには不可欠。現実のM&A実務で採用されている方式があるのであれば、それも参考にすべきと考える
- 企業価値評価の学術的な研究やM&Aの評価方法を参考とすることと、抜本的な見直しも視野に入れて検討するということに賛成。もちろん、評価というのは、それぞれ何のために評価するかという目的があって、それによって評価方法を変えなければいけない場合もあるとは思いますが、その場合でも、こういう目的の違いがあるからここは受け入れられない、この部分は修正すべき等、丁寧に考えていくことで、他の分野の評価の考え方も十分に参考にできると考える
- 適正時価を求める観点から賛成である。その前提には相続税法第22条の客観的交換価値がベースとなると考えるが、それを踏まえた上で、課税目的に即して評価された価額を考えなくてはならない。例えば土地においては、1月1日時点の路線価があって、当然課税時期はそこからずれることを加味して安全性で8掛けするという理論がある。非上場会社の状況は、昨今の戦争など外的な要因で日々変化する。土地よりも会社の状況は変化する可能性があることを鑑み非上場株式評価における安全性というものを、どのくらい加味すべきか、これは事業承継支援措置ではなくて、評価の話であり、この点について、有識者会議において本当に議論すべき点だと考える。その上で例えば事業用資産を売却できないことを考慮すべきとかそういう点であれば、それはもう制度の話であって、そこはしっかり分けた上で、客観的交換価値を目指しつつ、課税上の時価、いわゆる非上場株式の特性を踏まえた課税に即した評価を考えるべき

○ 抜本的な見直しも視野に入れるとか、M&Aの評価方法を参考としてということについては、その文字どおりの意味において賛成

○ 評価を見直すこと自体に反対するわけではないが、過去、評価において、その中に事業承継の要素が含まれていたことはしっかりおさえておいていただきたい。評価を見直すのであれば、そこに含まれてきた事業承継に関わる部分を同時並行で議論すべき。

事務局からの説明の中で、事業承継税制については、中小企業庁において「中小企業の親族内承継に関する検討会」が行われている旨、話があったが、その検討会に主税局は参加していない。要は中小企業庁の中で議論しているだけであり、主税局と議論を交えることのできる場ではない。

また、この有識者会議において出た税負担の在り方等に関する意見については、財務省主税局へ伝える旨、事務局から繰り返し説明されているが、主税局はそれを受けて、検討しているのか。単に「伝えました」、「聞きました」、それだけで何も動かないのであれば、結果的に税負担の問題がそのまま置き去りにされて、評価の問題だけが一人歩きすることになるのではないかという点を心配している

○ 具体的な内容がまだ出てきていないこの段階で、「抜本的な見直し」や「評価の一本化」という言葉ばかりが先に出ると、スローガン先行的な進め方になってしまうので、気を付けた方が良いと思う

➤ 評価方式の一本化について検討することについて（資料 10 ページ）

○ 第1回で事務局より指摘があったように、評価額に崖がある状態は納税者間の公平を損なうと思うので、その意味で評価方式の一本化について賛成。ちょっとした差で、企業の実態はそれほど変わらないにもかかわらず、株式の評価が大きく変わるというのは理解できない

○ 評価方式の一本化について、これまでこの有識者会議で本格的な議論はされていない。にもかかわらず、あたかもすでに議論がされたような報道がされることについて、なぜそのようなことになっているのかと感じる

○ 基本の評価方法を一本化して、正しい時価を算定しようとするには賛成。ただし、どのモデルを選んだとしても、モデルの得意不得意はあるので、状況によっては、その評価モデル以外のものを適用することが妥当なこともあり得る

- 評価の崖が生じている現状は、社会的な非効率を生んでおり、極力低い評価にするために、色々と試行錯誤されていることによって、様々なことが進みにくくなっている現状があるのではないかと思います。したがって、基本的には、そのような崖が生じないように評価方法の一本化が望ましいと考える。一方で、非上場会社の株式は、第三者へ売却しようとする人にとっては、換金可能性のある価値の高いものであるが、親族内で承継していこうと考えている人にとっては、それほど高い評価をされても困るということが実際にあると思うので、一定程度目的によって評価方式を変えていくという考え方も取り入れるべきではないか
- 納税の納得感という点において、納税者間の公平が非常に重要で、一人ひとは払うのが嫌でも、皆公平に扱われているからという意味で納得感が生まれてくるところ。これまで聞いてきた現状によると、かなりの不公平が生じており、その大きな原因の一つが、類似業種比準方式を選択できる企業とできない企業で評価額に大きな崖が生じるという点にあると思うので、評価方法の一本化については大賛成。どうしてもはみ出す企業があつて、それでは対応できない場合は、ごくごく例外的に別途対応するとしても、基本的には公平性のために評価方法を一本化することは不可欠だと考える
- 基本的には賛成。わずかな数値の違いや持株割合の違いなどで評価額が大幅に変わってしまうのは、全体として見た場合に、評価方法として合理性に欠けると思うので、そういうところはできるだけなくしてもらいたい
- 類似業種比準価額と純資産価額に乖離があるのは実感しているので、そういう意味で適正時価を求めるという観点から一本化するのは賛成
- 一本化で目指すところが、適正な時価を探るということであれば、問題ないと考える。一本化するに当たって一番気になるのが、純資産価額の位置づけ。会社法の世界で純資産価額が下限というのは理解できるが、税務上、これまでずっと純資産が上限であつて、このことは実務に当たって、今やめてお金にしたらいくらかという点で、納税者の方にも分かりやすく届きやすいものであったので、一本化された後の評価額が、純資産価額を上回るようになるのはいかかなものかと考える
- 方式間の評価額に崖があることは、租税回避的な行為を誘引することにも繋がっているので、そういう意味でも評価方式間の差は、極力なくしていく方が良い。一方で、完全に一本化するのは難しいと思われるので、どういった企業が一本化の対象から外れるのかについて、精緻な議論を行う必要があると考える。そうすると、一本化と言いながら依然として複数の評価方式が存在することになるが、それぞれの評価間の違いは、できるだけ相

互に小さくするべきで、何らかの形で互いに近づけるなり、もしくは、グラデーションをつけた段階的な評価なりを考えなければいけないのだろう

- 一本化について賛成。一本化する時に、評価で何をすべきかということを考えた上で、その一本化した評価の合理性を担保する必要があると思う。そして、一本化した評価対象から外れる企業についてはしっかりと理由をつけて、一本化でない例外的評価方法と関連付けるという作業が必要であり、その点丁寧な検討をすべき

➤ 同じ企業価値評価を扱う会社法における訴訟やM & Aなどの実務でも用いられなくなってきたことも踏まえ、今後の類似業種比準方式の在り方をどう考えるか（資料 11 ページ）

- 類似業種比準方式については、①客観的な裏付けを得ることができず、この問題は少し手直ししたくらいでは解決できないと思われる、②昨今、上場企業はホールディングス化しており、適切な類似業種の上場会社というのは昔以上に見つけにくくなっている、③上場会社の株価というのは、株主がその会社の経営の在り方を直接コントロールできないという前提での価格であり、取引相場のない株式についての原則的な評価方法を適用する局面、つまりその会社の経営の在り方を左右できる株主にとっての株式についての評価基礎とするのは、理論的に成り立ちにくいという問題点がある。さらに、これまでの議論からすると、純資産価額方式で算定した価額と比べてかなり開差があり、評価の崖を生じさせている原因にもなっているため、できれば廃止した方が良い
- 類似業種比準方式については廃止した方が良いと思う。一方で、それに代わるものをきちんと作れるのかという点や、あるいはこれまでずっと長く続けてきたという事実をどう考えるかというのは、別途考える必要がある
- 類似業種比準方式について理論的・実証的な裏付けがないという意見があるが、最近の理論ではA I と、マーケットアプローチは非常に相性が良いという話も聞いているので、そういったことも検証してはどうか。現実的な話としては、予測可能性、簡便性、執行・徴税コストも加味する必要があり、理論的に正しいからといって、それが現実的に使えるかどうかは別問題ではないか
- 類似業種比準方式について、中小企業に適用する方式としては、現状の方式は妥当ではないと思う。実務でも上場会社の株価を使った類似業種の評価を行うことはあるが、純資産よりも高い評価を出すために行うケースが多く、現状の通達評価においては、大会社は類似業種比準価額が 100%適用できるから評価が低いといった話があるところ、実務においてはむしろ逆である。そういった点からすると、この類似業種の考え方を引き続き採用するとしても、抜本的に変更する必要があるのではないかと考えるとともに、恣意性が介

入しやすい方法でもあるので、より恣意性が介入しにくい純資産をベースにした評価方式の方が妥当なのではないか

- 類似業種比準方式について、評価方法として支持する理由は全く見当たらない。仮に現状、類似業種比準方式を使った結果として、税制上妥当な課税額となっているのであれば、変更した後の評価モデルに基づいて、その妥当な課税額になるように税制の方で何らかの手当を行えば良いのではないかと考える。この類似業種比準方式自体を評価の方法とすることについては、明確に反対
- 現状、純資産価額方式によって算出される評価額自体が明らかに高く出過ぎている傾向にあるため、そこを是正していくことによって、純資産価額方式の評価額が今の類似業種比準方式による評価額よりも圧倒的に低くなれば、誰も類似業種比準方式を使わなくなるので、誰も使わなくなって4～5年経過した後、廃止するということはあり得ると思う。選択の余地は残しておいて、ほぼ選択されない、そして一定の期間が過ぎたならば、誰も使わないものをいつまでも残しておいても仕方がないという整理で廃止すれば良いのではないか
- 企業価値というのは基本的に財産をいくら持っているのかということと、それを増殖させる能力によるところ、類似業種比準方式は、配当・利益・純資産を比準要素としているが、なぜその3つでなければならないのかということについて、全く理論的に支持できないので、廃止した方が良いと考える
- 完璧なモデルというものは中々なく、どんなモデルでも何かしら問題はあるが、類似業種比準方式については、理論的根拠がありそうでなく、現状他の分野でも使われていない方式となっており、実際、この方式が原因で色々な問題を引き起こしているのも事実だと思うので、廃止した方が良い
- 類似業種比準方式について、大半の非上場会社は資本構造・企業体質が上場会社と異なっているという点からすると、同方式は適正時価の理論には適合していないと考える
- 操作可能性があるものについては、租税回避との関係性からできるだけ排除した方が良いため、類似業種比準方式は可能な限り使用しない方向で考えるべき
- 担税力についても、各評価方式の在り方を考える中で考慮されるべきだと考える。どういう評価方式になったとしても考慮すべきは、売るつもりのない人が円滑に承継をしていくためにはどうしたら良いか。評価の方式を変えることで、結果的にやむを得ず廃業する、

清算をしなければ税金を払えない、あるいは、株式を手放さざるを得なくなるということにならないように、実際に担税力がない人に対して、過度な納税を求めるような仕組みであっては決していけないと思う。円滑な事業承継と言っているが、要は今ある事業が次の世代に健全に引き継がれていくことが日本国にとって重要という価値観が明確であるべきで、経済的価値に合わせて評価した時に、納税能力がないならば、売ってでも、清算してでも、廃業してでも、税金を払うべきというのは残念というのが率直な意見

- 類似業種比準方式の一番の長所は、純資産価額方式のように全国の土地を評価し直すといった大変な作業をしなくて良いという点。なので、そのような大変な事務負担が生じない何らかの方法に類似業種比準方式を置き換えることには違和感はない。そして、それに代わる何らかの評価方式を検討するに当たっては、評価の安全性がどのような要素から成り立っているのかをきちんと検討することが重要

➤ 純資産価額方式を基本的な評価方式として維持するのではなく、特定の評価会社の株式の評価方式として存置することをどう考えるか（資料 12 ページ）

➤ 一般の評価会社の評価見直しに応じ、特定の評価会社の範囲と評価方法について検討が必要となるところ、少なくとも資産管理会社については、純資産価額方式で評価することについて（資料 14 ページ）

- 少なくとも、単に資産の保有だけを目的としているような会社の株式の評価については、純資産価額方式が最も適当な評価方法となるはずなので、少なくともその部分においては純資産価額方式を残すことが必要

- 純資産価額方式については、最終的にはみなし配当を含めた形、あるいは退職給付引当金等を控除すべき。

また、事務局説明の中の、「多くの国において、インカムアプローチとともに、時価純資産による評価というネットアセットアプローチが、主要な評価方法の一つとされていることにも表れていると考えられる」という点が気になる。第 1 回の時に事務局が出された資料を見ていると、そういう風には読めないのが、この点は違うのではないかと

- 純資産価額方式については、①賞与引当金や退職給付引当金のような会計上の負債を計上できるようにする、②事業用に投下している不動産については、実務においても、その含み益はみるべきではないという考え方もあるので、簿価評価とするような一定の簡便的な扱いも認められるようにする、③時価純資産に営業権を加味するに当たって、業績が悪い企業に関しては、マイナスの営業権を加味して、時価純資産を下回るような評価がなされるような考え方を取り入れるといった点で修正が必要と考える

- 純資産価額方式について、継続企業に対しては一般的に使えない評価方式であるが、継続企業であっても、その資産・負債をばら売った場合の価額とその企業が事業として保有している資産・負債の価値が同じであるようないわゆる資産管理会社については、純資産価額方式を適用した方がむしろ手っ取り早い
- 現行の純資産価額方式について違和感を覚えるのは、本来、保有資産とそれを増殖させる能力の二つによって企業価値は決まるにもかかわらず、なぜ増殖させる力の方を評価しないのかという点。増殖させる力はプラスの場合の表現であって、市場で期待するほど上手に運用できなければ、当然マイナスともなり得るが、企業価値を評価する上で、純資産だけを考慮して評価するのは欠陥があると思う。資産管理会社のような資産をただ持っているだけの場合については、その増殖能力が全く関係ないため、例外的に純資産価額方式が妥当するケースもあり得ると思うが、基本的には、純資産だけで評価するという点に関しては、極めて不十分だと思う
- 純資産価額方式について、時価を測る上で一定程度妥当性はあると考える一方で、時価で全ての資産を洗い替えるというのは大変な作業なので、例えば、税務上の簿価（法人税の申告書別表5(1)の金額）を使う等、何らかの簡便的な形で残すというのはあり得るのではないか
- 純資産価額方式について、特定の評価会社の株式の評価方式として存置することには賛成だが、純資産価額方式を残す場合に納税者が計算するコスト（コンプライアンスコスト）については考える必要があると思う。納税者のコンプライアンスコストに関する議論は国際的な潮流にもなっている。いかにルールが精緻でよくできていたとしても、それを遵守した計算を納税者ができないというようなことがあっては意味がないので、コンプライアンスコストの観点も重要だと思う。またそれと同時に、なぜある方式を特定の納税者に適用するかというようなことが、納税者に分かりやすい形で説明することも必要と考える
- 特定の評価会社について、純資産価額方式を残すことには賛成だが、原則的評価で評価するのが適当でない会社について、純資産価額方式を当てはめるということは、逆に言うと、純資産価額が上限であるという意味にも取れるのではないか
- 現行の税制上の純資産価額というのは、各種引当金等々の問題で、文字通りの時価純資産にはなっていない認識であるところ、文字通りの時価純資産であれば、それをもって、資産管理会社を評価するのは妥当と考える

- 資産管理会社について、純資産価額方式で評価することには賛成だが、可能であれば現行の純資産価額方式よりも簡便・簡素な計算式があれば、大きな会社にとっては助かるのではないか

➤ 配当還元方式は「特別の例外的措置」であり、還元率や計算方法だけではなく、その趣旨が貫徹できるよう対象株主の範囲や派生する従業員持株会の関係も整理することについて（資料 13 ページ）

- 配当還元方式による評価額は原則的な評価方式による評価額との乖離も大きく、その評価方法自体も、割引率の算定等、根拠がないように思えるので、そもそも配当還元方式を残すべきかどうかという根本的なところから考えていく必要があるのではないか
- 配当還元方式については、国税庁が平成 15 年に通達を改正したことによって、無議決権株式を使った手法が使われるようになっているので、そこを元に戻せばいいだけではないか。この点については、そもそもなぜ改正したのか、理由をいまだに理解できていない
- 配当還元方式について、評価の崖を解消するという観点からは、なくすべきだと思うものの、売却する予定のない人が保有する株式に対する評価方式として、配当還元のような考え方で評価するのもあり得るのではないか
- 配当還元方式について、本当に使うべきシチュエーションがどれくらいあるのか分からないが、できればなくした方が良いと思う。ただし、どうしても必要な場合があるということであれば、限定的に残すことはあり得るものとする
- 配当還元方式について、可能であればなくした方が良いとは思いますが、なくした場合に、純資産等を納税者が自分で計算していくということになると、納税者側の事務負担が非常に大きくなることが想定されるので、そういう納税者の事務負担におけるメリットという観点からは支持できると考える。ただし、残すとした場合であっても、やはりできるだけ一本化した評価方式をベースとして、配当還元方式は例外的に選択できるという位置付けが良いのではないか
- 配当還元方式について、現行の判定方法では、本当に支配力の有無というのが判定できるのか疑問なので、その適用範囲については見直すべき
- 配当還元方式の趣旨が貫徹できるように整理することについては、その趣旨が何なのかに関する丁寧な議論が必要だと思うが、整理すること自体には賛成

- 配当還元方式について、現状、資料を揃えることが難しい少数株主を対象としていると思うが、その判定要素がやや難しい状況となっているので、単純持株割合何%以下は配当還元方式というようなシンプルな判定とするのも良いのではないか
- 配当還元価額については、持株会割り当てをする場面や税制適格ストックオプションの割り当ての場面でも使われるので、相続・贈与だけではなく、そこまで視野を広げて影響度を考える必要がある
- 配当還元方式の還元率 10%について、前回の櫻井委員の説明を聞く限り必ずしも高いとはいえないのではないか。配当還元方式の還元率を低くすることで、配当還元価額の評価額が高くなると、世の中に跋扈している少数株式買取業者が、その株式を発行会社買い取らせる時の価額も高くすることに寄与してしまい、勢いを与えかねないので、そういった点も考慮すべき

➤ その他の論点等について

- 確かに評価通達は通達だが、事実上法律だと理解しており、国税庁が勝手に自由に決められる問題ではないと考えているので、やはり党税調等でしっかり時間をかけて議論してほしい
- △ これまで事務局からも説明されているとおり、通常の税制改正プロセスにのせて議論していくものと認識している
- これまでの議論を聞いていると、色々な目的に適合するように評価を行うのか、あるいは、評価は企業の時価をできるだけ正確に計算した上で、税制の様々な目的に、その計算結果が合わないのであれば、税制において何らかの措置を行うのかという、二つに分かれているように思えるが、後者があるべき筋と考えている。時価は時価とした上で、その時価に基づいた税制は税制として考えるという風に議論を進めるべき
- 資料において、多くの租税回避スキームが紹介されている中に、航空機リースを用いたスキームがあるが、航空機リースを用いたスキームについては、私もずっと問題とっていて、どちらかといえば、法人税の節税スキームとして使われてきた認識。この点について、少し古い記事となるが、2014年の9月23日に朝日新聞が問題視して記事にしている。指摘されているものについてその度ごとに対処しておけば、防げたものがなぜ放置されているのか。マスコミで報道されながらも放置されている点が疑問で、そこを置いておいて、いきなり評価の問題をどうこう言う前に、一つ一つ潰せるものがあるのではないか

- 現在納税者に税負担を納めていただけているという事実は税務行政にとって大事なことでと考えるので、もし現行の方式を大きく変更するということであれば、その変更の意味を納税者・国民によく納得してもらう必要があると考える。また、たたき台を出すのであれば、準備期間をしっかりと確保するといったことも併せて示さないと、納税者が不安感を募らせることになるため、その点も気を付けるべき
- 新しい方式を採用する際に、現在に比べてコンプライアンスコストがハネ上がるということは許されないので、そこは十分に考えていかないといけない。また、シームレスに新しい制度が受け入れられていくような工夫は必要かもしれない
- 納税者の納得感や公平性は重要な問題で、個人で事業をしている場合と、会社形態で事業をしている場合で、税制が法人と個人で違うのは仕方ないと思うが、あまりにも税負担が違いすぎるというのは、個人で事業をされている人からするとどうしても不公平感があると思う。担税能力にしても、例えば個人で相続税を払えなければ資産を売ってでも相続税を払うということは、実際に起きており、私の周りでも相続税を払うために先祖代々の土地を手放したという話も聞く。法人と個人で同じことをしているのであれば、そこでなるべく不公平が生じないようにするというのが税制の中立性・公正性という観点からは良いのではないかと
- 今回の見直しの発端は会計検査院の報告かと思うが、本件に関する報告は特定検査項目という報告で、それほど重要視するレベルではないと理解しており、会計検査院の報告が出たからやらなければいけないということではないと理解しているがどうか
- しばしば、民間の方からそういった質問をされることがあるが、会計検査院からの指摘を受けることのインパクトは、行政官のご経験がないとご理解いただけないかもしれない。国会に対し特定検査項目として担当行政の問題点を指摘・報告がなされた以上、行政当局としては、それに対して国会などでも対応状況について質問を受けることも想定されるため、大きな説明責任を負うこととなる。仮に、対応しないという判断をするのであれば、そういう判断に至ったことについて、非常に大きな説明責任を果たす必要が生じることになることをご理解願いたい
- 議事要旨や資料のことで事務局へお願いになるが、議事要旨について、事務局の判断で我々の発言を削除するのはやめてほしい。発言したものは発言したものとして載せていただきたい。また、今回の資料についても、Aさん、Bさん、Cさんのように誰が発言した内容か分からないようになっているが、こちらについてもはっきり発言者が分かるように明記していただきたい

△ やはり自由闊達な発言を確保するという観点からは、発言者名については伏せるというのが通常のやり方であり、この会議についてもそれを踏襲していると思うので、発言者名は伏せるということで続けるべきだと考えるが、他の委員ご意見はあるか

(…特に意見なし…)

■ 今回の資料のAさん・Bさん・Cさんの部分について、今後こういった記載をする場合は、事前に委員の方々にお示しする時には発言者が分かるようにさせていただく。

また、議事要旨については、我々が何らかの意図をもって削除しているわけではなく、あくまで議事要旨であることを踏まえて、記載を省略している部分があるが、公表前に委員の方々にご確認いただく際に、「この発言が載っていない」であるとか、「こういう風に言ったが、こういうことも補足してもらわないと誤解が生じる」とかがあれば、基本的には対応させていただいている。あくまで議事要旨なので、一字一句詳細に載せているわけではないが、不足等ある場合にはご指摘いただければ引き続き対応させていただく

各議題について、一通り各委員から意見を伺った後、座長から以下のとおり御発言があった。

△ 今日まで4回にわたり会議を開催し、議論を行ってきたところ、各委員の立場、専門分野からご知見をいただいた。特に本有識者会議における大きな問題事項として、評価方法の見直しと事業承継税制の恒久化・拡充の関係性について、当事者となる事業経営者の方々が不安に感じるのは当然のことであり、委員の中にも、事業承継への配慮は必要ないというお考えの方はいないものと理解している。一方で、できるだけ早期に評価方法の見直し案の骨子を事務局に示していただき、会議の議論を進めていくことも必要と考える。そこで、次回の第5回会議において、事務局の考える評価方法の見直し案の骨子（たたき台）を示していただき、その内容を委員の方々に十分に叩いていただく、例えばコンプライアンスコストや税負担、何よりその評価方法の合理性といった、様々な論点を検討するという議論を進めていくことにしたいと考えているが、いかがか

○ これまで議論してきた中で、各委員の考えには明らかに一定の差があると思うので、現時点でこの有識者会議として何らか一定の合意がされたであるとか、方向性が決まったということではないという理解で良いか座長に確認したい

△ 現時点で評価方式を一本化するであるとか、類似業種方式を廃止するといった合意はない。意見は多様であるという前提で、議論を進めるためにはたたき台が必要なので、たたき台を事務局に示してもらおうという認識

○ 税制改正のプロセスを経ることについて事務局から明確に話があったところ、少なくとも現時点でこの有識者会議の中では調整は済んでいないということを明確にした上で、たたき台の作成に進みたいという理解で良いかということについて、事務局に確認したい

- 委員のご認識のとおり。我々が担当する行政当局としてたたき台を出すに当たって、委員全員において何か認識が共有されているとかそういったことはない。

税制改正プロセスにおいては、我々が説明責任を負うことになる。時価としての妥当性について、我々が説明できるような形でたたき台を示させていただく。当然、それも委員の全員のご了解をいただいているものではない、その理解で進んでいくことは間違いないところである

- たたき台について、そのモデルとしては、純資産価額を下限とする考え方で出てくるのか

- 時価純資産価額が下限になるという考え方が前提になるものではないと考えている

会議の終わりに、次回（第5回）の有識者会議は8月上中旬に開催する予定である旨、事務局から連絡があった。（後日、事務局より各委員に対して、第5回の有識者会議は、8月20日（木）13:30 から開催される旨連絡がなされている。）

（以上）